

さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月 27日

さいたま市長

清水 人

さいたま市規則第36号

さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年さいたま市規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(高額障害福祉サービス等給付費)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 省令第65条の9の2第3項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給の申請は、<u>令第47条第6項</u>に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（様式第51号）により行うものとする。</p> <p>4 福祉事務所長は、前項の申請書を受理したときは、高額障害福祉サービス等給付費の支給の可否を決定し、<u>令第47条第6項</u>に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（様式第52号）により申請者に通知するものとする。</p> <p>様式第51号（第30条関係） <u>令第47条第6項</u>に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書</p> <p>[略]</p> <p>次のとおり関係書類を添えて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令<u>第47条第6項</u>に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を申請します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第52号（第30条関係） <u>令第47条第6項</u>に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">(高額障害福祉サービス等給付費)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 省令第65条の9の2第3項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給の申請は、<u>令第43条の5第6項</u>に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（様式第51号）により行うものとする。</p> <p>4 福祉事務所長は、前項の申請書を受理したときは、高額障害福祉サービス等給付費の支給の可否を決定し、<u>令第43条の5第6項</u>に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（様式第52号）により申請者に通知するものとする。</p> <p>様式第51号（第30条関係） <u>令第43条の5第6項</u>に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書</p> <p>[略]</p> <p>次のとおり関係書類を添えて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令<u>第43条の5第6項</u>に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を申請します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第52号（第30条関係） <u>令第43条の5第6項</u>に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書</p> <p>[略]</p>

年 月 日に申請のありました高額障害福祉サービス等給付費の支給について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第47条第6項に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

[略]

年 月 日に申請のありました高額障害福祉サービス等給付費の支給について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第6項に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則様式第51号の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。